平成２３年（フ）第３６９号
神奈川県小田原市矢作333番地　リバーサイドパレスＢ棟202号
債務者　小林　泰亮
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８３号
神奈川県小田原市永塚359番地の４
債務者　古谷万里子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９７号
神奈川県小田原市東町５丁目14番33―205号　イーストマンション
債務者　松尾　英児
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５６１号
名古屋市東区葵１丁目17番14号　エルブ葵1009号、住民票上の住所名古屋市守山区西川原町28番地　宝マンション新守山スクエア801号
債務者　鈴木　雅人
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４９号
名古屋市北区福徳町６丁目16番地
債務者　鈴木かおる
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７８号
愛知県半田市長根町３丁目１番地　一ノ草病院、住民票上の住所名古屋市昭和区藤成通５丁目12番地　ふじ荘101号
債務者　増田　直子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
香川県観音寺市池之尻町407番地４、申立時の住所香川県高松市国分寺町福家甲1706番地17
債務者　田口　希美（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５９号
福岡県京都郡苅田町大字上片島2204番地４　サン・コーポラス片島２号棟102号
債務者　稲垣　尚子（旧姓渡邉・橋本）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
仙台市宮城野区福室６丁目19番６―412号
債務者　櫻井百合恵
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
仙台市太白区中田２丁目６番12号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
仙台市若林区南小泉字八軒小路２番地の１　八軒パークハイツ301
債務者　高畑あゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
仙台市泉区加茂１丁目22番地の３
債務者　武士沢優子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７７号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目29番21―205号
債務者　千葉　知子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
仙台市泉区市名坂字本屋敷62番地の４　コーポあすか201
債務者　成澤さちこ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
秋田県鹿角市花輪字八正寺77番地　ランドハウス２号室、前住所秋田県北秋田郡上小阿仁村五反沢字上ノ山下タ15番地
債務者　山田頼親こと　山田　瀬親
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１２４号
茨城県結城市大字結城9931番地　シティコーポ201号、前住所茨城県結城市大字矢畑330番地５
債務者　酒井　弘行
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３６号
茨城県筑西市蓮沼1092番地９　マルワカハイツ101号室
債務者　畑中　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで　水戸地方裁判所下妻支部